

## 議案第23号

### 志摩市火入れに関する条例の一部改正について

志摩市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年2月26日 提出

志摩市長 橋 爪 政 吉

### 志摩市火入れに関する条例の一部を改正する条例

志摩市火入れに関する条例(平成16年志摩市条例第176号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「火入許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、」を「申請書を」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「火入地」を「火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)に改める。

第4条第1項中「第15条」を「第14条」に、「第16条第4項」を「第15条第4項」に、「火入許可証(様式第2号)」を「許可証」に改める。

第13条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「とき」を「場合」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過期日)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の志摩市火入れに関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。